

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款

目次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 任意約款の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 端末回線線端接続事業者の料金等

第2章 接続により提供する機能

- 第5条 非指定電気通信設備との接続により提供する機能

第3章 任意協定の締結手続き

- 第6条 非指定電気通信設備との接続申込み
- 第7条 非指定電気通信設備との接続申込みの承諾

第4章 任意協定の締結・解除等

- 第8条 任意協定の単位

第5章 責務

第1節 保守

- 第9条 維持責任

第2節 譲渡の承認

- 第10条 ローミングに係る譲渡の承認

第6章 接続形態

- 第11条 接続形態

第7章 重要通信の取扱方法

- 第12条 相互接続通信の切断
- 第13条 相互接続通信の制限

第8章 料金等

第1節 料金及び工事又は手続き等に関する費用

- 第14条 料金等
- 第15条 接続料金の機能の区分

第2節 接続料金の支払義務

- 第15条の2 定額制の網使用料の支払義務
- 第16条 従量制の網使用料の支払義務

第3節 工事費、手続費及びその他の費用の支払義務

- 第17条 工事費の支払義務
- 第18条 手続費の支払義務
- 第18条の2 その他の費用の支払義務

第4節 料金の計算及び支払い

- 第18条の3 定額制の網使用料の計算方法
- 第19条 従量制の網使用料の計算方法
- 第20条 通信時間の測定等
- 第21条 料金等の支払い
- 第22条 料金の一括後払い
- 第23条 削除

第5節 請求金額に不符合がある場合の取扱い

- 第24条 請求金額に不符合がある場合の取扱い

第6節 端数処理

- 第25条 端数処理

第9章 雑則

- 第26条 承諾の限界
- 第27条 双務的条件
- 第28条 準用

第10章 番号情報データベース

- 第29条 番号情報データベース登録
- 第29条の2 番号情報データベース利用

- 第 30 条 番号情報データベースに係る守秘義務
- 第 31 条 番号情報データベースに係る手続費の遡及決済
- 第 32 条 番号情報データベースに係る責任の制限
- 第 33 条 番号情報データベースに係る利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応

料金表

通則

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

- 1 適用
- 2 料金額
 - 2-1 削除
 - 2-2 光信号局内区間伝送機能
 - 2-3 IP通信網県間区間伝送機能
 - 2-3の2 削除
 - 2-4 IP通信網県間区間回線管理機能
 - 2-5 番号情報データベース接続機能

第 2 表 工事費、手続費及びその他の費用

第 1 工事費

- 1 適用
- 2 工事費の額
 - 2-1 工事費
 - 2-2 2-1 以外の工事費
- 3 算出式
- 4 2又は3に適用する作業単金、一般管理費率及び貸倒率

第 2 手続費

- 1 適用
- 2 手続費の額
 - 2-1 手続費
 - 2-2 2-1 以外の手続費
- 3 算出式

第 3 その他の費用

- 1 適用
- 2 その他の費用の額

別表

- 1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能
- 2 接続形態
- 3 削除

附則